

## 長野県林業公社の今後の方向性と課題について

### 1. 今後の方向付け

- 県民負担を軽減するとともに、森林の諸機能を維持し高めるために、経営改革を実施する前提で、林業公社を「存続」することが望ましい。

### 2. 方向付けの理由

（連結収支・損益の視点）

- 2-1 連結収支・損益による存廃の差は、7億円存続が有利であるとの結果ではあるが、長期的な視点で見ると、存続・廃止を判断できる決定的な要因ではない。

ただし、連結収支・損益の試算の中で、「不確定要因」ではあるが特別交付税措置や、「更なる改善を検討する事項」としての人件費の削減と不採算林の整理による経営規模の縮小を試算に含めると県民負担をさらに縮減できるとしている。これらの可能性も考慮すると存続することが県民負担の軽減に繋がる。

【参考】今後の長期収支予測に与える要因別の試算

要因項目	存続	廃止 (県営林に移行)	廃止との差異	備考	
県民負担 (連結損益の試算)	△160億円	△167億円	7億円	H88の公社事業終了時の県民負担予測	
不 確 定 要 因	①公庫借入金金利の変動(1% 上昇)	△6億円	△13億円	7億円	今後の公庫借入金額は廃止の場合が多くなる
	②特別交付税措置	37億円	3億円	34億円	・今後20年間の交付予定額 ・三セク債利息への交付措置
	③第三セクター等改革推進 債の活用	—	24億円	△24億円	公庫損失補償91億円の一括償還による 利息軽減額
	④代物弁済に係る消費税	—	△2億円	2億円	公社試算の代物弁済に係る消費税負担
改 善 事 項	⑤公社プロパー職員給与の 見直し	14億円	—	14億円	公社給与を民間水準に見直し、段階的 にプロパーを採用する
	⑥不採算林の整理	3億円	3億円	0億円	不採算林を解除し、借入金を繰上償還 することで利息を軽減する
①～⑥合計	48億円	15億円	33億円		

（森林の持つ諸機能の効率的・効果的な管理の視点）

- 2-2 公社分収林は、公社を廃止しても存続しても、公社の契約相手である森林所有者に対して、最後まで責任を持って適正に管理していく必要がある。

分収林の適正管理を継続するための管理体制という視点からは、人事異動を伴う県職員が行うより、契約者や事業体、分収林現地の状況等をきめ細やかに継続して把握できるプロパー職員を充実させることが、森林の諸機能や森林資産の価値を高めることに、より効果的であり、契約者に対しても責任が果たせる。

また、企業的感觉を導入し様々な経営改革ができる可能性を林業公社は持っている。経営改革の一例をあげると次のとおりである。

- ① プロパー職員の給与体系の見直し
- ② 事業執行方法の見直し（地域連携に森林施業実施等）
- ③ 新たな事業展開
- ④ 経営改善集中実施プランの見直しと進捗管理

2-3 公社を廃止して県営林として引き継ぐ場合、県営林担当者が担うこととなる森林管理面積が、現在の倍程度となることから、人員の確保が必要となるが、県における行政改革（組織定員関連）の状況等から判断したとき、人員増は極めて難しく、現実的であるとはいえない。

2-4 現状の木材価格で試算すると、平成88年までの県民負担（連結損益）が160億円に達する。この負担を少しでも縮減するために、県及び林業公社は、経営改革にあたって、強い覚悟を持って努力する必要がある。

### 3. 公社存続の課題

#### 3-1 経営改革

##### ① 公社職員の給与体系の見直し

公社職員の給与水準は県に準じていることから、公社プロパー職員の給与水準を業務内容が類似する民間ベースに見直し、プロパー職員の新規雇用を段階的に進め、県派遣職員をプロパー職員に段階的に切り替えることで、事業執行体制を維持しながら、公社に係る県の人件費負担を縮減することができるので、早急に実施する必要がある。

##### ② 事業執行方法の見直し

公社有林単独の事業実施では、作業道等路網整備や効率的な収入間伐の実行が難しくなっていることから、属地的な森林経営計画を地域の事業者と連携して作成し、路網整備、施業の集約化を進め、合わせて木材販売の販路拡大を図る等、事業の低コスト化、木材の有利販売等、企業的感觉の事業運営を図ることが必要である。

##### ③ 事業経費、管理費等の縮減努力

将来に渡って効率的な事業運営を心掛け、今後の縮減可能な経費や日常の事業・管理コスト等を常に意識して、縮減に取り組む時期を逸しないよう経営努力が必要である。

##### ④ 新たな事業展開

プロパー職員の持つ現場指導能力等をフルに活用するため、将来的には森林の受託管理や森林の施業管理調査等の新たな事業への取組みも検討する必要がある。

森林整備の事業発注にあたっては、プロポーザル方式等の発注方法や周辺森林との団地化に伴う管理委託等の新たな方法も可能である。長野県の「信州F-POWERプロジェクト」に積極的に関わる（積極的な出材）ことにより、経営改善を図っていくことが必要である。

- ⑤ 経営改善集中実施プランの見直しと進捗管理  
第2次経営改善集中実施プランの見直しを行い、プランに沿った改善がなされるよう、その進捗・取組状況を第三者の視点で評価・指導する体制を整える必要がある。

### 3-2 分収林管理対策

- ① 施業地カルテの作成  
現地調査により、契約地の清算を見据えた施業地カルテを作成し、団地ごとの森林資産の評価を行うとともに、契約者と情報を共有し、円滑な経営を進める必要がある。
- ② 森林GISの導入と電子情報管理の実現  
公社有林の管理の実態は、契約者台帳と職員個々のパソコンでの管理にとどまり、効率の良い管理体制になっていないため、森林GISを早急に導入し、契約内容、事業実績・計画、施業地カルテの情報やGPSによる位置情報を共有し、効率的な運営を行う必要がある。
- ③ 不採算林の整理  
野生獣被害等による木材資産の減少や立木生長が著しく悪い契約地等、清算しても契約者に分収金を支払うことが出来ない不採算林を明らかにして、契約者と協議の上、清算または契約解除し、管理費、長期支払利息等の軽減を図る必要がある。
- ④ 分収林契約地の清算に伴う債務超過対策  
分収林契約地の清算や不採算林の整理による森林資産の減少に伴い、債務超過となることが予想されることから、平成10年以前の県からの借入金（元金）に係る利息支払残額を県が債権放棄する等、新たな県の支援策が必要である。

### 3-3 その他

- ① 国への要請  
国に対しても、特別交付税措置の継続・措置率引き上げや既往債務の償還期限の延長・利子負担の軽減等、引き続き要望していく必要がある。
- ② 林業公社の存続  
林業公社が、県民負担の軽減という目線に立って、不断の経営改善を行うべきことは言うまでもないが、林業経営は長期的な視点と継続的な森林管理が必要であるので、公社存続の方向を県としてきっちりと位置付け、大きな情勢の変化がない限り、将来に渡って、この方向に沿っての運営をすべきである。
- ③ 県全体としての林業再生  
林業全体が厳しい状況の中で、長野県は、「信州 F-POWER プロジェクト」として、大規模な木材利用を推進する取組を進めることとしている。こうした取り組みにあたって、県と林業公社による森林管理体制を維持し、相互の連携を一層強化して、県全体としての林業再生が必要である。